

補足説明資料

(ポストコロナの経済社会における公共私連携関係)

地域における共助の仕組みを支える多様な主体間の連携

【これまでの専門小委員会での主なご意見】

- 特定の団体に対し、市への意見具申権等の役割を与えるなど、特別な扱いをするのであれば、条例等に、**団体の透明性や開放性を中心とする一定の要件**を書き込むべき。また、補助金等による支援についても、公金の支出を伴うことになるので、一定の要件を書くべきではないか。
- 法令により一定の団体に対して法的効果を付与する場合と異なり、条例で特定の団体を位置づける場合は、住民を代表する組織である必要があるのではないか。この場合、**団体に求める要件は民主性や透明性になり、代表者や役員の選出方法が定められていることを要件とすべき**ではないか。また、最終的には自治体の判断になると思うが、支援の仕方として補助又は委託のどちらにするかといったこともあるのではないか。
- N P Oと地縁団体との連携はなかなか解決が進まない難しい課題。行政がN P Oを手足のように使おうとするケースなど、**行政や行政に近い地縁団体とN P Oが折り合いをつけた形で活動することが難しい現状があり、各関係を解きほぐせるように考えていく必要があるのではないか。**
- 地域運営組織のような団体の形成促進や運営支援等が各地で取り組まれ、効果が出ていることを前提としつつ、**その位置づけを公共私連携に繋がるひとつの制度的な選択肢として整備していくことは非常に重要**ではないか。ただし、自治体側のニーズや、実際に問題解決に繋がっているかを見極める必要があるのではないか。

これまでの議論を踏まえると、
市町村と地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体間の関係について、
以下のような制度が考えられるか。

【イメージ】

- ・ 地域の多様な主体と連携・協働して日常生活を営むために必要な地域課題の解決に取り組む主体であって、**運営の民主性・透明性等一定の要件を満たすものを、団体の申出により市町村が指定**することができる。
- ・ 市町村は、当該指定を受けた団体の**活動を支援**するほか、当該団体の求めに応じて、当該団体が他の団体と連携して活動するために**必要な調整**を行う。
- ・ 指定の**要件や支援の具体的な方法**は、地域の実情に応じて**市町村が定める**。
- ・ これにより、地域社会を支える多様な主体による連携・協働の取組と、市町村の事務処理が相まって、住民の福祉の増進を図ることとする。

